



中国における外国ごみの輸入禁止と
固形廃棄物輸入管理制度改革
に関するレポート

2019年4月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部中国北アジア課

【免責条項】

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご利用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

<目次>

1.	はじめに	1
2.	「外国ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画」について	2
3.	「固体廃棄物輸入管理リスト」について	7
	(1) 「外国ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画」(2017年7月27日) に伴うリスト改定について	7
	(2) 『輸入廃棄物管理リスト』の調整に関する公告(2018年4月19日)について	13
	(3) 『輸入廃棄物管理リスト』の調整に関する公告(2018年12月25日)について ...	16
4.	輸入が許可されている港について	17
5.	取り締まり状況について	18

1. はじめに

中国国務院によると、中国は、1980年代ごろから原料不足解消のため、世界各国から廃棄物の受け入れを開始したという。一方で、中国は、1992年に発効した、有害廃棄物などの国境を越える移動や処分を規制する国際的枠組みである「バーゼル条約」(注)に発効時から参加し、廃棄物の輸出入に対する管理制度を段階的に構築してきた。しかしながら、廃棄物は、改革開放政策に伴う急速な経済成長下においては、資源ごみとしての需要も大きかった為、未選別の有害廃棄物が、資源ごみと偽って輸入されるなどの問題が後を絶たず、国民の健康と国内の生態環境を脅かす事態になっていった。

2010年代に入ると、大気汚染、水質汚染、土壌汚染などの環境問題が全国で深刻化し、国民の不安・不満を招く状況となる中、2010年代半ばからは、「環境保護法」「大気汚染防止法」「水汚染防止法」などの主要な環境関連法令が大幅に改定されるなど、環境問題に対する規制が強化される動きが続いた。

そのような中、中国国務院は2017年7月27日、「外国ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画」(以下、「計画」)を発表し、環境への悪影響が大きい外国ごみの輸入を禁止する方針を打ち出した。これを受け、2017年8月16日には、環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、国家質検総局の5部門が新たな輸入ごみ管理リストを公開、廃プラスチック8品目、未選別古紙1品目、繊維系廃棄物11品目、バナジウムスラグ4品目の計4種類24品目が2017年12月31日から輸入禁止となった。

2018年4月19日には、生態環境部(2018年3月の機構改革で新設された部署。これに伴い、環境保護部は廃止された)など4部門が共同で『輸入廃棄物管理リスト』の調整に関する公告を発表し、同年12月31日と2019年12月31日の2回に分けて、それぞれ16品目ずつが輸入禁止となることが決定された。さらには、2018年12月25日に『輸入廃棄物管理リスト』の調整に関する公告が追加的に出され、2019年7月1日からは、鉄鋼くず、銅くず、アルミニウムくずなど8品目が、輸入非制限類固形廃棄物から輸入制限類固形廃棄物に変更されることが発表された。

中国はこれまで、世界最大の廃棄物の受入国の1つであったため、これらの規制によって、世界の廃棄物処理に大きな影響が発生した。特に、固形廃棄物処理を中国への輸出に大きく依存していた国では、固形廃棄物が工場や港などに山積みされたり、処理施設が処理能力の限界を超えて受け入れを拒否されたりする事態が発生している。また、固形廃棄物を用いたリサイクル産業などでは、サプライチェーンが崩壊するといった事態も起こっており、日本でも事業戦略の見直しや経営破綻を迫られた企業も出てきているという。

本レポートは、「計画」発表以降の中国の固形廃棄物輸入規制およびその関連法規について翻訳を行い、それを時系列順にまとめたものである。

(注)「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」
1980年代に、先進国からの廃棄物が途上国に放置されて環境汚染が生じるという問題がしばしば発生したことを受け、UNEP(国連環境計画)が中心となり有害廃棄物越境移動の国際的なルールとして採択された。(1)有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得の義務付け、非締約国との有害廃棄物の輸出入の禁止、(2)不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務、(3)規制対象となる廃棄物の移動に対する移動書類の携帯義務などを定めている。

2. 「外国ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画」について

中国国務院は2017年7月27日、「外国ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画」（以下、「計画」）を発表し、外国ごみの輸入に関する方針を明らかにした。

「計画」は、5章18項目からなる。「生態環境の安全性と人民の健康」などのために策定され、資源ごみ輸入の管理体制強化や密輸取り締まりの厳格化について記載されている。環境への影響が大きく、国民の健康に大きな影響を与える固形廃棄物の輸入を2017年末から全面禁止し、それ以外についても、国内の資源ごみで代替可能な固形廃棄物の輸入を2019年末までに段階的に縮小するとしている。

また、「計画」では、「環境リスクや産業の発展度合いなどに基づいて、業種別、種類別に輸入禁止のタイムテーブルを制定し、固形廃棄物の輸入リストを分類、調整する」としている。具体的には、「2017年末までに生活ごみとして出される廃プラスチック、未選別の古紙、繊維系の廃棄物、バナジウムスラグなどの輸入を禁止する」とした。また、2019年末までに「固形廃棄物輸入リストを分類、調整し、輸入固形廃棄物の種類と数量を大幅に減少させる」ともした。これらのリストは、環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、国家質検総局の5部門が作成する。

管理リストのほかにも、「計画」では、2018年末までに固形廃棄物を輸入できる港を限定することや、許可制度の見直し、資源ごみの密輸などの違法行為に対する罰則強化なども行っていくとしている。

「計画」は、外国ごみの密輸取り締まり強化のため「固形廃棄物の輸入申請の審査を厳格にし、固形廃棄物の輸入許可を減らして輸入量を減らす」としている。また、外国ごみの輸入の禁止を進めるとともに、国内で出た固形廃棄物の再利用も進めていくとしている。

「計画」では、2015年に2億4,600万トンだった固形廃棄物の回収量を2020年までに3億5,000万トンにするとしており、再利用技術の開発に注力するとしている。

<以下訳文>

中国国務院弁公庁による「外国ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画」
配布についての通達
国弁発〔2017〕70号

各省、自治区、直轄市人民政府および国務院各部門委員会、各直属機関：

「外国ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画」は国務院の認可を受けたため、各位に配布する。ついては、これを真摯かつ徹底して実施するよう求める。

国務院弁公庁

2017年7月18日

(本文の一部を省略)

「外国ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画」

1980年代以降、わが国は原料不足解消のため、原料として使用可能な固形廃棄物の輸入を開始した。同時に、管理強化と環境リスク防止のため、比較的整った「固形廃棄物輸入管理制度」を徐々に構築してきた。近年、各地区および各関連部門は、外国ゴミの密輸撲滅や輸入固形廃棄物管理分野の管理強化に大々的に取り組み、一定の成果を上げている。

しかし、一部の地方には依然として「発展を重視し環境を軽視する」思想が存在するほか、違法な利益を得るため、あえてリスクを冒す企業が存在するため、外国ゴミの違法輸入問題の根絶に至らず、人々の健康とわが国の生態環境の安全が重大な危険にさらされている。共産党中央委員会および国務院による、生態文明建設および生態文明体制の改革推進に関する政策と部署配置に基づいて、外国ゴミの全面的な輸入禁止、固形廃棄物の輸入管理制度の改革、国内における固形廃棄物の無害化とリサイクルの促進、生態環境の安全性と人々の健康の保護のため、以下の計画を制定した。

一、一般的要求事項

(一) 指導思想

共産党第18回党大会および第18期中央委員会第3～6回全体会議の精神を全面的に貫徹し、習近平総書記の重要な講話の精神および国政運営の新たな理念・思想・戦略を一貫して実行し、党の中央委員会および国務院の政策決定・部署配置を真摯に実行する。さらに「五位一体」の全体的構造と「4つの全面」戦略を統一的に推し進め、「イノベーション、協調、グリーン、開放、共有（共に享受する）」の5つの発展理念を構築し、着実に実行するとともに、人民を中心とした発展思想、「稳中求進（安定を保ちつつ経済成長を促す）」の基本原則を堅持し、サプライヤー側の構造的改革を主軸とし、改革の深化を原動力として、外国ゴミの輸入を全面的に禁止し、固形廃棄物輸入管理制度を整備する。固形廃棄物の回収利用管理を強化し、エコ経済を飛躍的に発展させ、環境レベルを改善し、わが国の生態環境の安全と人々の健康の保護・維持を実現する。

(二) 基本原則

指導と処罰を結びつけ、根底から改善する。固形廃棄物輸入管理政策を調整・整備し、厳格な姿勢を維持して外国ゴミの密輸を厳しく取り締まり、国内の固形廃棄物の回収利用水準を向上させる。

安定的な推進と、分類施策を堅持する。環境リスクや産業の発展状況などの要素に基づいて、業種別、種類別に輸入禁止のタイムテーブルを制定し、固形廃棄物の輸入リストを分類、調整する。法律、経済、行政それぞれの手法を一体的に運用し、輸入固形廃棄物の種類・数量を大幅に削減し、外国ゴミの輸入を全面的に禁止する。

協調・協力関係を維持し、全力で取り組む。各部門はそれぞれの職責に応じて作業を分担し、密接に協調・協力しながら団結力を発揮して輸入固形廃棄物の追跡・管理を強化し、各プロジェクトが時間的節目に合わせて着実に効果を上げることを確実に保証する。地方各級人民政府（行政機関）は主体的に責任を果たし、固形廃棄物集散地の整備や産業構造の転換・発展、人材配置などを着実に実行する。

(三) 主な目標

固形廃棄物の輸入管理厳格化の中、国民の健康に大きな影響を与える固形廃棄物の輸入は2017年末前に全面的に禁止し、国内の資源ごみで代替可能な固形廃棄物の輸入は2019年末までに段階的に停止する。固形廃棄物の輸入、運搬、利用など各過程に対する管理を持続的に強化し、生態環境の安全性を確保する。外国ゴミの密輸に対して厳格な姿勢を保持し、徹底的に外国ゴミの輸入を阻止する。資源の節約と集約的な利用を強化し、国内の固形廃棄物の無害化とリサイクル利用水準の全面的な引き上げによって国内資源の不足を補填し、美しい中国の建設と「小康社会（ややゆとりのある社会）」の全面的な実現を約束する。

二、外国ゴミ輸入阻止のための管理制度の整備

(四) 環境への悪影響が大きく、国民の健康に大きな影響を与える固形廃棄物の輸入を禁止する。2017年7月末までに「固体廃棄物輸入管理リスト」を整備する。2017年末までに生活由来の廃プラスチック、未分類の古紙および廃紡績原料、バナジウムスラグなどの輸入を禁止する（環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、国家品質監督検査検疫総局（以下、質検総局）は責任を持って実施する）。

(五) 輸入固形廃棄物の種類・数量を段階的かつ秩序をもって削減する。「固体廃棄物輸入管理リスト」を項目ごとに分けて整備し、輸入固形廃棄物の種類と数量を大幅に減少させる（環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、質検総局は責任を持って2019年末前に完成させる）。

(六) 固形廃棄物の輸入規制をさらに厳格化する。さらに輸入基準を強化し、「原料として使用可能な固体廃棄物の環境保護制限基準」を改訂するとともに、混入物に対する制限指標を厳格化した（環境保護部、質検総局は責任を持って2017年末までに完成させる）。「輸入古紙環境保護管理規定」を印刷・配布し、輸入古紙の加工利用に対する企業のニーズを高める（環境保護部は責任を持って2017年末前に完成させる）。

(七) 法律法規および関連制度の整備を完成させる。「固形廃棄物の輸入管理方法」を改訂し、固形廃棄物の輸入港を限定することで、こうした輸入港の数を減少させる（環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、質検総局は責任を持って2018年末までに完成させる）。固形廃棄物輸入許可制度を整備し、貿易業者の輸入代行を廃止する（環境保護部、商務部、国家発展改革委、税関総署、質検総局は責任を持って2017年末までに完成させる）。固形廃棄物の識別部門を増やし、識別困難などの目立った問題を解決する（環境保護部、税関総署、質検総局は責任を持って2017年末までに完成させる）。「中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法」等の法律法規の改訂の提案を適宜行い、外国ゴミの密輸や固形廃棄物の違法輸入等への処罰基準を引き上げる（環境保護部、税関総署、質検総局、国务院法制弁公室は責任を持って2019年末までに完成させる）。

(八) 政策の安定的進行を保障する。政策を十分に理解して民意を導き、法律法規に基づいて政策の調整と実施に関するタイムテーブルおよび管理要求を公表する（中央宣伝部、

国家インターネット情報弁公室（CAC）、環境保護部、国家発展改革委員会、税関総署、質検総局は責任を持って2020年末までに完成させる）。現在の政策措置を総合的に活用し、業界の再編、産業構造の最適化、関連業務従事者の再就職保障などを促進する（関連する地方人民政府は責任を持って2020年末前に完成させる）。

三、外国ゴミ違法輸入の取り締まり強化

（九）外国ゴミの密輸撲滅活動を継続実施させる。外国ゴミの密輸撲滅を税関業務の最重要項目に定め、危険廃棄物、医療廃棄物、電子廃棄物、生活ゴミの密輸等の違法行為を厳重に取り締まる。密輸取り締まりの各業務を力強く推し進め、海上および沿岸の税関が設置されていない場所での取り締まり業務を強化して外国ゴミの密輸ルートを遮断し、貨物輸送ルートにおける隠蔽、虚偽報告、横流し等の密輸行為を徹底的に撲滅する。密輸取り締まり業務の中で発見した外国ゴミは、法に基づいて積み返し、または処分する（税関総署、公安部、中国海警局は責任を持って長期的に取り組む）。外国ゴミの違法輸入に対する取り締まり業務の強化を共同で展開し、廃プラスチック、古紙、生活ゴミ、電子廃棄物、廃衣料品等の固形廃棄物を密輸、違法輸入して利用する各種の違法行為を重点的に取り締まる（税関総署、環境保護部、質検総局、公安部は責任を持って2017年11月末までに完成させる）。廃プラスチックの輸入および加工利用を行った企業に対し、連携して特別調査を実施し、証明書および貨物の横流しや、企業の資質認定条件に合致しない等の問題を重点的に調査・処置する（税関総署、環境保護部、質検総局は責任を持って2017年11月末までに完成させる）。

（十）全過程における監督管理を強化する。固形廃棄物輸入申請の審査を厳格に処理し、輸入許可証の審査・批准件数を減らして、輸入許可量をコントロールする（環境保護部は責任を持って長期的に取り組む）。輸入固形廃棄物の積載輸送前の現場検査と結果審査、証書発行等のCCP（重要管理点）における監督管理および輸入検査・検疫を強化し、現場での開梱・開披規定および検査基準を厳格に執行する（質検総局は責任を持って長期的に取り組む）。固形廃棄物の輸入検査をさらに強化し、「3つの100%」（コンテナ検査設備がある場合のスキャナー検査実施率100%、ない場合の開梱検査実施率100%、重量測定の実施率100%）の検査要求を厳格に実施する（税関総署は責任を持って長期的に取り組む）。重点監督管理企業に対する現場検査を強化し、輸入固形廃棄物の横流しや違法な加工・利用およびその他の違法行為を厳格に取り締まる（環境保護部、税関総署は責任を持って長期的に取り組む）。

（十一）固形廃棄物の集散地を全面的に整備する。全国モデル事業として、廃プラスチック、廃衣料品および電子廃棄物等の廃棄物を堆積処置する集散地の特別整備活動を展開する。「土壌汚染防止行動計画」の実行を徹底し、電子廃棄物、廃タイヤ、廃プラスチック等のリサイクル活動を適切に整備するよう、関連する各地方人民政府に要請し、その実施状況を中央環境保護監査の重点内容に組み入れる（環境保護部、国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部、工商総局、関連する各地方人民政府は責任を持って2017年末までに完成させる）。

四、長期的に有効な外国ゴミ輸入阻止メカニズムの構築

(十二) 企業の主体的責任の明確化。平時における法執行の監督管理を強化し、外国ゴミの密輸や固形廃棄物の違法輸入、貨物の横流しおよび非合法的固形廃棄物の加工利用等の違法な犯罪行為の調査と処分にさらに注力する。法治に関する啓発・育成活動を強化し、企業のコンプライアンスをさらに向上させる（税関総署、環境保護部、公安部、質検総局は責任を持って長期的に取り組む）。中央政府と地方政府、および各部門間に法執行に関する情報共有システムを構築し、固形廃棄物の違法な利用・処分を行った企業の情報を、全国信用情報共有プラットフォーム「信用中国」のウェブサイト上および国家企業信用情報公示システム上に公開し、連帯して処罰する（国家発展改革委員会、工業情報化部、公安部、財政部、環境保護部、商務部、税関総署、工商総局、質検総局は責任を持って長期的に取り組む）。

(十三) 国際的連携メカニズムの構築。ベトナムなど ASEAN（東南アジア諸国連合）加盟国とともに外国ゴミの密輸撲滅の協力メカニズムの構築を促進し、地域連携による法執行活動を適時展開する。国際的な法執行のチャンネルを利用して、外国ゴミの外国の排出源に対する研究・判断を強化し、WCO（世界税関機構）、ICPO（国際刑事警察機構）、UNEP（国際連合環境計画）等の各機関と連携し、密輸された外国ゴミの強制的積み返しのための国際的連携メカニズムを構築する（税関総署、公安部、環境保護部は責任を持って長期的に取り組む）。

(十四) 再生資源の新たな供給源の開拓。貿易・加工モデルの転換を推し進め、国内企業の「走出去」（外国進出）を積極的に支援し、関連企業がわが国の法律法規を遵守し、当地の資源や環境を保護し、中国企業に対する良好なイメージを維持できるように指導する（国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部は責任を持って長期的に取り組む）。

五、国内における固形廃棄物の回収利用水準の向上

(十五) 国内における固形廃棄物の回収利用率の向上。国内における固形廃棄物回収利用システムの構築を加速させ、健全な拡大生産者責任制度を作り上げる。都市の生活ゴミの分別を促進し、国内の固形廃棄物の回収利用率を高め、回収量を 2015 年の 2.46 億トンから 2020 年までに 3.5 億トンまで増やす（国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部、住宅都市農村建設部は責任を持って長期的に取り組む）。

(十六) 国内における固形廃棄物の加工利用産業発展を規範化する。「都市鉱山」のモデル基地、資源再生利用の重要なモデルプロジェクト、循環経済のモデル区域等のリーダーシップや、回収利用の基幹企業の牽引力を発揮して再生資源回収利用のインフラ整備を行い、国内の固形廃棄物の加工利用する区画の構築や大規模化およびクリーン化を促進する（国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部は責任を持って長期的に取り組む）。

(十七) 科学技術の研究開発を強化する。固形廃棄物のリサイクル設備の技術水準を向上させる。電気電子機器廃棄物、廃棄自動車の分解・解体による利用水準を向上させる。企業が共同で科学研究所および高等教育機関における非木材繊維製紙の技術設備に関する研究開発と産業化を展開し、竹、アシ、バガス、藁等の非木材繊維の応用レベル向上に注

力し、非木材繊維の漂白技術の強化を幅広く推し進めることを奨励・支持する（国家発展改革委員会、工業情報化部、科学技術部、商務部は責任を持って長期的に取り組む）。

（十八）宣伝・啓発活動を着実に強化する。固形廃棄物の輸入管理と外国ゴミ密輸撲滅の成果の宣伝を強化し、違法犯罪のモデル事例を即時公開し、わが国の生態環境の安全と人々の健康の保護に対する揺るぎない決意を表明する。ゴミの分別活動への参加やグリーン購入の提唱、過剰包装の拒否について、一般市民に積極的に呼びかける。「インターネットプラス（新しいインターネット技術とほかの産業が結びつくこと）」による商品の注文、設計、生産、販売、物流モデルを大々的に促進し、紙やプラスチック等の節約を呼びかけるとともに、社会全体が共同で環境保護や資源節約を支持・実践するための活発な気運の醸成に努める（中央宣伝部、国家発展改革委員会、工業情報化部、環境保護部、住宅都市農村建設部、商務部、税関総署、質検総局、国家インターネット情報弁公室（CAC）は責任を持って長期的に取り組む）。

< 訳文以上 >

3. 「固体廃棄物輸入管理リスト」について

次に、「計画」にもあった「固体廃棄物輸入管理リスト」について解説する。

「固体廃棄物輸入管理リスト」は、輸入が禁止、制限されている固形廃棄物を、品目別に記載したリストである。輸入廃棄物管理リストは、「輸入禁止固形廃棄物リスト」「原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト」「原料として使用可能な輸入非制限類固形廃棄物リスト」の3つから成り、全てのリストで品目に対応するHSコード（10桁）も併記されている。「輸入禁止固形廃棄物リスト」には輸入が全面的に禁止されている品目が、「原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト」には輸入が条件付きで許可されている品目が、「原料として使用可能な輸入非制限類固形廃棄物リスト」には輸入が制限されていない品目が掲載されている。これらのリストは、2017年7月の「計画」発表以前より何度か改定されているが、ここでは「計画」が発表された後のリスト改定の動向を時系列順に見ていく。

(1) 「外国ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画」（2017年7月27日）に伴うリスト改定について

2017年7月の「計画」の発表を受け、2017年8月16日には、環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、国家質検総局の5部門が新たな「輸入廃棄物管理リスト」を公開した。「輸入禁止固形廃棄物リスト」「輸入制限再利用可能固形廃棄物リスト」「輸入非制限再利用可能固形廃棄物リスト」が改定され、廃プラスチック8品目、未選別古紙1品目、繊維系廃棄物11品目、バナジウムスラグ4品目の計4種類24品目が「輸入制限再利用可能固形廃棄物リスト」から「輸入禁止固形廃棄物リスト」に移された。この措置は同年12月31日から施行されている。

<以下訳文>

「輸入廃棄物管理リスト」(2017年)に関する公告 (公告2017年第39号)

「中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法」「有害廃棄物の越境移動の規制およびその処置に関するバーゼル条約」「固形廃棄物の輸入管理方法」および関連する法律法規に基づき、環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総局、質検総局は、現行の「輸入禁止固形廃棄物リスト」「原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト」「原料として使用可能な輸入非制限類固形廃棄物リスト」に対する調整・修正を行う。

生活由来の廃プラスチック(8品目)、未分類の廃紙(1品目)、廃紡績原料(11品目)、バナジウムスラグ(4品目)の計4種類24品目が「原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト」から「輸入禁止固形廃棄物リスト」に移された。

本公告は2017年12月31日より執行する。環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総局、質検総局の2014年第80号公告および環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総局、質検総局の2017年第3号公告は同時に廃止する。

ここに公告する。

- 添付文書：1. [輸入禁止固形廃棄物リスト](#)
2. [原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト](#)
3. [原料として使用可能な輸入非制限類固形廃棄物リスト](#)

環境保護部

商務部

国家発展改革委員会

税関総局

質検総局

2017年8月10日

写)：各省、自治区、直轄市環境保護庁(局)、商務主管部門、国家発展改革委員会、税関総局広東分署、各直屬税関、各直屬出入国検査検疫局、新疆生産建設兵団環境保護局、商務局、環境保護部固形廃棄物・化学品管理技術センター

環境保護部弁公庁2017年8月16日印刷・配布

輸入禁止固形廃棄物リスト

番号	HSコード	廃棄物の名称	略称	その他の要求および注意事項
一、動植物性残渣				
1	501000000	未加工の人髪（洗浄の有無を問わない）；人髪くず	人髪くず	
2	502103000	豚の首や背の剛毛又は豚毛のくず	豚毛のくず	
3	502902090	アナグマの毛およびその他のブラシ製造用の獣毛のくず	獣毛くず	
4	505901000	羽毛又は欠損のある羽毛の粉末およびくず	羽毛くず	
5	506901110	牛・羊の成分を含む骨のくず（未加工又は脱脂等の加工を経たもののみ）	牛・羊の成分を含む骨のくず	
6	506901910	その他の骨くず（未加工又は脱脂等の加工を経たもののみ）	その他の骨くず	
7	507100090	その他の獣歯粉末およびくず	獣歯くず	
8	511994010	馬毛のくず（支持物を使用することなく、又は支持物を使用して層状にしてあるか否かを問わない）	馬毛のくず	
9	152200000	デグラス（加工処理した脂肪性物質および動物性、植物性のろうの処理の際に生ずる残留物を含む）	デグラス	
10	1703100000	さとうきび糖みつ	さとうきび糖みつ	
11	1703900000	その他の糖みつ	その他の糖みつ	
二、鉱産スラグ、鉱灰および残留物				
12	2517200000	スラグ、ドロスおよびその他これらに類する工業廃棄物からなる残留物（251710000に記載の材料を含むか否かに関係なく）	スラグ、ドロスおよびその他これらに類する工業廃棄物からなる残留物	
13	2517300000	アスファルト碎石	アスファルト碎石	
14	2525300000	雲母くず	雲母くず	
15	2530909910	廃マグネシウム煉瓦	廃マグネシウム煉瓦	
16	2618001090	その他主にマンガン含有する精錬鋼鉄から生じる粒状スラグ	その他主にマンガン含有する精錬鋼鉄から生じる粒状スラグ	
17	2618009000	その他の精錬鋼鉄から生じる粒状スラグ（スラグサンドを含む）	その他の精錬鋼鉄から生じる粒状スラグ	
18	2619000021	精錬鋼鉄から生じるバナジウム含有するドロス、スラグで、五酸化バナジウム含有量>20%のもの（精錬鋼鉄の際に生じる粒状スラグを除く）	五酸化バナジウム含有量>20%の精錬鋼鉄から生じるバナジウムスラグ	
19	2619000029	その他の精錬鋼鉄から生じるバナジウム含有するドロス、スラグ（精錬鋼鉄から生じる粒状スラグを除く）	その他の精錬鋼鉄から生じるバナジウムスラグ	
20	2619000090	精錬鋼鉄から生じるその他のスラグ、ドロスおよびその他の廃棄物（精錬鋼鉄から生じる粒状スラグを除く）	精錬鋼鉄から生じるその他のスラグ、ドロスおよびその他の廃棄物	精錬鋼鉄から生じる除塵灰、除塵泥、汚泥等を含む
21	2620110000	ハードジンク含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物（精錬鋼鉄から生じる灰、かすを除く）	ハードジンク含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物	
22	2620190000	その他の亜鉛含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物（精錬鋼鉄から生じる灰、かすを除く）	その他の亜鉛含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物	
23	2620210000	加鉛ガソリンの汚泥および鉛アンチノック剤の汚泥	加鉛沈殿かす	
24	2620290000	その他の主に鉛含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物（精錬鋼鉄から生じる灰、かすを除く）	その他の主に鉛含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物	
25	2620300000	主に銅含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物（精錬鋼鉄から生じる灰、かすを除く）	その他の主に銅含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物	
26	2620400000	主にアルミニウム含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物（精錬鋼鉄から生じる灰、かすを除く）	主にアルミニウム含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物	アルミ製錬、アルミ焙錬から生じたかき出しかす、アルミ灰を含む
27	2620600000	砒素、水銀、タリウムおよび混合物含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物（砒素、水銀、タリウムおよびその化合物の抽出または生産に用いる）	砒素、水銀、タリウムおよび混合物含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物	
28	2620910000	アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロムおよび混合物含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物	アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロムおよび混合物含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物	
29	2620991000	その他の主にタングステン含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物	その他の主にタングステン含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物	
30	2620999011	その他の金属および化合物含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物で、五酸化バナジウム含有量>20%のもの（精錬鋼鉄の際に生じるものを除く）	五酸化バナジウム含有量が20%以上の鉱産スラグ、鉱灰および残留物	
31	2620999019	その他の金属および化合物含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物で、五酸化バナジウム含有量が10%以上20%以下のもの（精錬鋼鉄の際に生じるものを除く）	五酸化バナジウム含有量が10%以上20%以下の鉱産スラグ、鉱灰および残留物	
32	2620999020	銅を10%以上含有する、銅精錬転炉より生じるかす、その他の銅精錬かす	銅を10%以上含有する、銅精錬転炉より生じるかす、その他の銅精錬かす	
33	2620999090	その他の金属および化合物含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物（精錬鋼鉄から生じる灰、かすを除く）	その他の金属および化合物含有する鉱産スラグ、鉱灰および残留物	
34	2621100000	都市廃棄物の焼却によって生じた灰およびかす	都市廃棄物の焼却によって生じた灰およびかす	

番号	HSコード	廃棄物の名称	略称	その他の要求および注意事項
35	2621900010	海草の灰（ケルプ）およびその他の植物灰（粉殻灰を含む）	海草の灰（ケルプ）およびその他の植物灰	
36	2621900090	その他の鉱産スラグおよび鉱灰	その他の鉱産スラグおよび鉱灰	粉石炭灰、石油灰等の燃焼集塵灰（塵灰を除く）または汚染処理施設で生じた焼却飛び灰および前出の灰の混合物を含む
37	2710910000	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）を含む廃油（ポリ塩化ターフェニル（PCT）を含む廃油を含む）	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）を含む廃油	
38	2710990000	その他の廃油	その他の廃油	YB/T5075基準に適合しないコールタールを含む
39	2713900000	その他の石油等又は鉱物油類の残留物	その他の石油等又は鉱物油類の残留物	
三、シリコン廃棄くず				
40	2804619011	シリコン含有量99.9999999%以上の多結晶シリコン廃棄くず	シリコン含有量99.9999999%以上の多結晶シリコン廃棄くず	
41	2804619091	その他のシリコン含有量99.99%以上のシリコン廃棄くず	その他のシリコン含有量99.99%以上のシリコン廃棄くず	
四、廃医薬品				
42	3006920000	廃医薬品（有効保存期間等を過ぎ本来の用途に不適用となった医薬品）	廃医薬品	
五、その他の化学品廃棄物				
43	3804000010	濃縮、糖類抜き又は化学処理をしていない木材パルプ製造の際に残るアルカリ溶液	木材パルプ製造の際に残るアルカリ溶液	
44	3825100000	都市廃棄物	都市廃棄物	分別処理をしていない混合生活ごみを含む
45	3825200000	下水汚泥	汚泥	汚水処理工場などの汚染処理施設から生じる汚泥を含むが、塵泥等は除く
46	3825300000	医療廃棄物	医療廃棄物	
47	3825410000	ハロゲン化合物の有機溶剤廃棄物	有機溶剤廃棄物	
48	3825490000	その他の有機溶剤廃棄物	その他の有機溶剤廃棄物	
49	3825500000	金属の酸性洗浄液、液圧作動油および制動油の廃液（凍結防止剤の廃液を含む）	廃酸性洗浄液、廃油	
50	3825610000	有機物を主成分とする化学工業廃棄物（その他の化学工業および関連工業の廃棄物）	有機物を主成分とする化学工業廃棄物	テレフタル酸を含む廃剤と汚泥を含む
51	3825690000	その他の化学工業廃棄物（その他の化学工業および関連工業の廃棄物）	その他の化学工業廃棄物	
52	3825900090	商品コードのない化学工業副産物および廃棄物	商品コードのない化学工業廃棄物	
六、プラスチックの廃材および加工くず				
53	3915100000	エチレンの重合体の廃材および加工くず	エチレンの重合体の廃材および加工くず（アルミ・プラスチック複合フィルムは除く）	非工業由来の廃プラスチック（生活由来の廃プラスチックを含む）
54			アルミ・プラスチック複合フィルム	
55	3915200000	スチレンの重合体の廃材および加工くず	スチレンの重合体の廃材および加工くず	
56	3915300000	塩化ビニルの重合体の廃材および加工くず	塩化ビニルの重合体の廃材および加工くず	
57	3915901000	ポリエチレンテレフタレート（PET）の廃材および加工くず	PETの廃材および加工くず（ペットボトルは除く）	
58			廃ペットボトル	
59	3915909000	その他のプラスチックの廃材および加工くず（廃棄ディスクの破砕品は除く）	その他のプラスチックの廃材および加工くず（廃棄ディスクの破砕品は除く）	非工業由来の廃プラスチック（生活由来の廃プラスチックを含む）
60			廃棄ディスクの破砕品	
七、ゴム廃棄物、皮革				
61	4004000010	廃タイヤおよびその切れ端	廃タイヤおよびその切れ端	
62	4004000020	加硫ゴムの廃材およびその切れ端（硬質ゴムでできたものを除く）	廃加硫ゴム	GB/T19208基準の加硫粉末ゴム製品を含まない
63	4004000090	未加硫ゴムの廃材、その切れ端およびその粉、粒	未加硫ゴムの廃材、その切れ端	
64	4017001010	硬質ゴム（形状を問わない）の廃棄くず	廃硬質ゴム	
65	4115200010	皮革廃棄物、灰、汚泥の残渣および粉末	皮革廃棄物、灰、汚泥の残渣および粉末	
66	4115200090	原料皮革の完成品、皮革製品および再生皮革の切れ端	皮革製品の切れ端	
八、回収した（破砕）古紙およびボール紙（廃棄特殊紙を含む）				
67	4707900010	回収した（破砕）壁紙、ワックスペーパー、複写紙（未選別の破砕品を含む）	（破砕）壁紙、ワックスペーパー、複写紙	ノーカーボン複写紙、感熱紙、アスファルトルーフィング（防水紙）、シール、油紙、使用済み液体用紙パック（テトラパック）の廃棄物

番号	HSコード	廃棄物の名称	略称	その他の要求および注意事項
68	4707900090	その他の回収した（破碎）古紙およびボール紙（廃棄特殊紙を含む）	その他の廃古紙	（破碎）壁紙、ワックスペーパー、複写紙、ノーカーボン複写紙、感熱紙、アスファルトルーフィング（防水紙）、シール、油紙、使用済み液体用紙パック（テトラパック）の廃棄物を含まない
九、廃紡績原料および製品				
69	5103109090	その他の動物の織獣毛のノイル	その他の動物の織獣毛のノイル	
70	5103209090	その他の動物の廃織獣毛（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く）	その他の動物の織獣毛のノイル	
71	5103300090	その他の動物の廃粗獣毛（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く）	その他の動物の廃粗獣毛	
72	5104009090	その他の動物の織獣毛および粗獣毛の反毛した繊維	その他の動物の織獣毛および粗獣毛の反毛した繊維	
73	5202100000	綿糸のくず（綿糸のくずを含む）	綿糸のくず	
74	5202910000	綿の再生繊維	綿の再生繊維	
75	5202990000	その他の綿くず	その他の綿くず	
76	5505100000	合成繊維くず（ノイル、糸くず、再生繊維を含む）	合成繊維くず	
77	5505200000	人造繊維くず（ノイル、糸くず、および反毛した繊維を含む）	人造繊維くず	
78	6309000000	中古の衣類	中古の衣類	
79	6310100010	新品又は使用済みの紡織を原料とする製品から出た分別処理済みの織物くず等（新品又は未使用のものには、糸くず、縄、ひも、綱、ケーブルおよびこれらの製品を含む）	紡織を原料とする織物くず	
80	6310100090	その他の紡織を原料とする製品から出た分別処理済みの織物くず等（糸くず、縄、ひも、綱、ケーブルおよびこれらの製品を含む）	その他の織物くず	

原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト

番号	HSコード	廃棄物の名称	証書の名称	環境保護制限基準を適用する	その他の要求および注意事項	
一、金属溶解、溶錬および精錬から生じる金属を含む廃棄物						
1	2618001001	主にマンガンを含む精錬鋼鉄から生じる粒状スラグで、マンガン含有量>25%のもの（スラグサンドを含む）	マンガン含有量>25%の精錬鋼鉄から生じる粒状スラグ	GB 16487.2	Mn>25%	
2	2619000010	鋼鉄圧延の際に生じる酸化皮膜（スケール）	鋼鉄圧延の際に生じる酸化皮膜（スケール）	GB 16487.2	鉄含有量>68%、CaOとSiO ₂ の総量<3%	
3	2619000030	鉄含有量80%以上の精錬鋼鉄から生じる鉄鋼スラグ	鉄含有量80%以上の精錬鋼鉄から生じる鉄鋼スラグ	GB 16487.2	鋼鉄精錬の過程で冷却破砕、磁気選別された、少量のスラグを含む廃鋼鉄のうち、鉄含有量>80%、SとPの総量<0.7%で鋼鉄精錬の原料に用いるもの	
二、プラスチックの廃材および加工くず						
4	3915100000	エチレンの重合体の廃材および加工くず	エチレンの重合体の廃材および加工くず（アルミ・プラスチック複合フィルムは除く）	GB 16487.12	工業由来の廃プラスチック（プラスチック生産およびプラスチック製品加工の過程で生じる熱可塑性の加工くず、切れ端および仕損じ品）	
5			アルミ・プラスチック複合フィルム	GB 16487.12		
6	3915200000	スチレンの重合体の廃材および加工くず	スチレンの重合体の廃材および加工くず	GB 16487.12		
7	3915300000	塩化ビニルの重合体の廃材および加工くず	塩化ビニルの重合体の廃材および加工くず	GB 16487.12		
8	3915901000	ポリエチレンテレフタレート（PET）の廃材および加工くず	PETの廃材および加工くず（ペットボトルは除く）	GB 16487.12		
9			廃ペットボトル	GB 16487.12		
10	3915909000	その他のプラスチックの廃材および加工くず	その他のプラスチックの廃材および加工くず（廃ディスクの破砕品は除く）	GB 16487.12		
11			廃ディスクの破砕品	GB 16487.12		
三、回収した（破砕）古紙およびボール紙						
12	4707100000	回収した（破砕）未漂泊のクラフト紙、段ボール又はボール紙	廃紙	GB 16487.4		
13	4707200000	回収した（破砕）漂泊済み化学パルプからなる紙およびボール紙（本体が染色されていないもの）	廃紙	GB 16487.4		
14	4707300000	回収した（破砕）機械パルプからなる紙およびボール紙（廃新聞紙、雑誌およびそれに類する印刷物）	廃紙	GB 16487.4		
四、金属と合金の廃棄物（金属状および非飛散形態のもの。非飛散形態とは、粉状、沈殿かす状、塊状または危険性のある液体を含有する固形廃棄物以外のものを指す）						
15	7204210000	ステンレスのくず	ステンレスのくず	GB 16487.6		
16	8101970000	タングステン（タングステン）のくず	タングステン（タングステン）のくず	GB 16487.7		
17	8104200000	マグネシウムのくず	マグネシウムのくず	GB 16487.7		
18	8106001092	その他の鍛造・圧延をしていないビスマスのくず	ビスマスのくず	GB 16487.7		
19	8108300000	チタンのくず	チタンのくず	GB 16487.7		
20	8109300000	ジルコニウムのくず	ジルコニウムのくず	GB 16487.7		
21	8112921010	鍛造・圧延をしていないゲルマニウムのくず	ゲルマニウムのくず	GB 16487.7		
22	8112922010	鍛造・圧延をしていないバナジウムのくず	バナジウムのくず	GB 16487.7		
23	8112924010	ニオブのくず	ニオブのくず	GB 16487.7		
24	8112929011	鍛造・圧延をしていないハフニウムのくず	ハフニウムのくず	GB 16487.7		
25	8112929091	鍛造・圧延をしていないガリウム、レニウムのくず	ガリウム、レニウムのくず	GB 16487.7		
26	8113001010	炭化タングステンのくず（粒子又は粉末）	炭化タングステンのくず（粒子又は粉末）	GB 16487.7		
27	8113009010	その他の炭化タングステンのくず（粒子又は粉末を除く）	その他の炭化タングステンのくず（粒子又は粉末を除く）	GB 16487.7		
五、混合金属廃棄物（廃棄された自動車プレス屑および船舶を含む）						
28	7204490010	廃棄された自動車プレス屑	廃棄された自動車プレス屑	GB 16487.13		
29	7204490020	主に鋼鉄を回収するための廃棄金属（金・銀・銅・錫・鉄）電気機械	主に鋼鉄を回収するための廃棄金属（金・銀・銅・錫・鉄）電気機械	GB 16487.10		
30	7404000010	主に銅を回収するための廃棄電気機械等（廃棄電気機械、電線、ケーブル、金属電気機械を含む）	主に銅を回収するための廃棄電気機械等	GB 16487.8		
			主に銅を回収するための廃棄電気機械等	GB 16487.10		
31	7602000010	主に銅を回収するための廃棄電線等（廃棄電線、ケーブル、金属電気機械を含む）	主に銅を回収するための廃棄電線等	GB 16487.9		
			主に銅を回収するための廃棄電線等	GB 16487.10		
32	8908000000	解体用船舶およびその他の浮き構造物	廃船（航空母艦は含まない）	GB 16487.11	航空母艦は含まない	

注釈：HSコードは参考用に掲載。

番号	HSコード	廃棄物の名称	証書の名 称	環境保護制限基準を適 用する	その他の要求および注意事項
一、木材およびコルクくず					
1	4401310000	木質ベレット			
2	4401390000	その他のおがくず、廃木材およびチップ	廃木材	GB 16487.3	
3	4501901000	コルクくず	コルクくず	GB 16487.3	
二、金属および金属化合物のくず					
4	7112911010	金のくず	金のくず	GB 16487.7	
5	7112911090	金メッキのくず（その他の貴金属を含むものを除く）	金メッキのくず	GB 16487.7	
6	7112921000	白金（プラチナ）および白金メッキのくず（但しその他の貴金属を含有するものを除く、主として白金を回収するため）	白金（プラチナ）および白金メッキのくず	GB 16487.7	
7	7204100000	鋳鉄のくず	鋼鉄のくず	GB 16487.6	
8	7204290000	その他の合金鉄のくず	鋼鉄のくず	GB 16487.6	
9	7204300000	すずメッキ鋼鉄のくず	鋼鉄のくず	GB 16487.6	
10	7204410000	機械加工の際に生ずる鋼鉄くず（機械加工とは、切削、平削り、フライス削り、研削、鋸切断、やすりがけ、切断、打ち抜き加工を指す）	鋼鉄のくず	GB 16487.6	
11	7204490090	上記以外の鋼鉄のくず	鋼鉄のくず	GB 16487.6	
12	7204500000	再溶解するくず鉄の塊	鋼鉄のくず	GB 16487.6	
13	7404000090	その他の銅のくず	銅のくず	GB 16487.7	
14	7503000000	ニッケルのくず	ニッケルのくず	GB 16487.7	
15	7602000090	その他のアルミニウムのくず	アルミニウムのくず	GB 16487.7	
16	7902000000	亜鉛のくず	亜鉛のくず	GB 16487.7	
17	8002000000	すずのくず	すずのくず	GB 16487.7	
18	8103300000	タンタルのくず	タンタルのくず	GB 16487.7	

注釈：HSコードは参考用に掲載。

<参考情報>

GB（強制性国家標準）については、以下の中国国家標準化管理委員会のウェブサイトを検索および閲覧ができる。

<http://www.gb688.cn/bzgk/gb/>

(2) 「『輸入廃棄物管理リスト』の調整に関する公告」（2018年4月19日）について

生態環境部など4部門は2018年4月19日、共同で「『輸入廃棄物管理リスト』の調整に関する公告」を発表した。同公告により、「輸入禁止固形廃棄物リスト」「原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト」「原料として使用可能な輸入非制限類固形廃棄物リスト」の3つの輸入ごみの管理リストが改定された。

具体的には、2018年12月31日から廃金属、廃船、自動車スクラップ、製錬くず、工業用廃プラスチックなどの16品目が「輸入禁止固形廃棄物リスト」に含まれるようになった。また、2019年12月31日からステンレススクラップ、チタンくず、木材くずなどの16品目が「輸入禁止固形廃棄物リスト」に含まれるようになる。

<以下訳文>

「輸入廃棄物管理リスト」の調整に関する公告

固定廃棄物輸入管理の取り締まりを強化し、環境汚染を防止するため、「中華人民共和國固形廃棄物環境汚染防止法」「固形廃棄物の輸入管理方法」および関連する法律法規に

に基づき、環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総局は、現行の「原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト」「原料として使用可能な輸入非制限類固形廃棄物リスト」および「輸入禁止固形廃棄物リスト」に対して以下の調整を行う。

一、廃金属、廃船、廃棄された自動車プレス屑、精錬かす、非工業由来の廃プラスチック等 16 種類の固形廃棄物（添付文書 1）を、「原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト」から「輸入禁止固形廃棄物リスト」に移し、2018 年 12 月 31 日より執行する。

二、ステンレスのくず、チタンのくず、木くず等 16 種類の固形廃棄物（添付文書 2）を、「原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト」「原料として使用可能な輸入非制限類固形廃棄物リスト」から「輸入禁止固形廃棄物リスト」に移し、2019 年 12 月 31 日より執行する。

「輸入廃棄物管理リスト」（環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総局、質検総局、2017 年公告第 39 号）の内容と本公告に相違がある場合は、本公告に準拠する。

ここに公告する。

添付文書 1、2018 年末に輸入禁止とする固形廃棄物のリスト

2、2019 年末に輸入禁止とする固形廃棄物のリスト

生態環境部

商務部

国家発展改革委員会

税関総局

2018 年 4 月 13 日

写)：各省、自治区、直轄市環境保護庁（局）、商務主管部門、国家発展改革委員会、税関総局広東分署、各直属税関、各直属出入国検査検疫局、新疆生産建設兵団環境保護局、商務局、環境保護部固形廃棄物・化学品管理技術センター

生態環境部弁公庁 2018 年 4 月 19 日印刷・配布

添付文書1

2018年末に輸入禁止とする固形廃棄物のリスト

番号	HSコード	廃棄物の名称	略称	その他の要求および注意事項	
1	2618001001	主にマンガン含有する精錬鋼鉄から生じる粒状スラグで、マンガン含有量>25%のもの（スラグサンドを含む）	マンガン含有量>25%の精錬鋼鉄から生じる粒状スラグ		
2	2619000010	鋼鉄圧延の際に生じる酸化皮膜（スケール）	鋼鉄圧延の際に生じる酸化皮膜（スケール）		
3	2619000030	鉄含有量80%以上の精錬鋼鉄から生じる鉄鋼スラグ鉄	鉄含有量80%以上の精錬鋼鉄から生じる鉄鋼スラグ鉄		
4	3915100000	エチレンの重合体の廃材および加工くず	エチレンの重合体の廃材および加工くず（アルミ・プラスチック複合フィルムは除く）	工業由来の廃プラスチック（プラスチック生産およびプラスチック製品加工の過程で生じる熱可塑性の加工くず、切れ端および仕損じ品）	
5			アルミ・プラスチック複合フィルム		
6	3915200000	スチレンの重合体の廃材および加工くず	スチレンの重合体の廃材および加工くず		
7	3915300000	塩化ビニルの重合体の廃材および加工くず	塩化ビニルの重合体の廃材および加工くず		
8	3915901000	ポリエチレンテレフタレート（PET）の廃材および加工くず	PETの廃材および加工くず（ペットボトルは除く）		
9			廃ペットボトル		
10	3915909000	その他のプラスチックの廃材および加工くず	その他のプラスチックの廃材および加工くず（廃棄ディスクの破砕品は除く）		
11			廃棄ディスクの破砕品		
12	7204490010	廃棄された自動車プレス屑	廃棄された自動車プレス屑		
13	7204490020	主に鋼鉄を回収するための廃棄金属（金・銀・銅・錫・鉄）電気機械	主に鋼鉄を回収するための廃棄金属（金・銀・銅・錫・鉄）電気機械		
14	7404000010	主に銅を回収するための廃棄電気機械等（廃棄電気機械、電線、ケーブル、金属電気機械を含む）	主に銅を回収するための廃棄電気機械等		
15	7602000010	主にアルミニウムを回収するための廃棄電線等（廃棄電線、ケーブル、金属電気機械を含む）	主にアルミニウムを回収するための廃棄電線等		
16	8908000000	解体用船舶およびその他の浮き構造物	廃船		

注釈：HSコードは参考用に掲載。

添付文書2

2019年末に輸入禁止とする固形廃棄物のリスト

番号	HSコード	廃棄物の名称	略称	その他の要求および注意事項
1	4401310000	木質ペレット	廃木材	
2	4401390000	その他のおがくず、廃木材およびチップ		
3	4501901000	コルクくず	コルクくず	
4	7204210000	ステンレスのくず	ステンレスのくず	
5	8101970000	タングステンのくず	タングステンのくず	
6	8104200000	マグネシウムのくず	マグネシウムのくず	
7	8106001092	その他の鍛造・圧延をしていないビスマスのくず	ビスマスのくず	
8	8108300000	チタンのくず	チタンのくず	
9	8109300000	ジルコニウムのくず	ジルコニウムのくず	
10	8112921010	鍛造・圧延をしていないゲルマニウムのくず	ゲルマニウムのくず	
11	8112922010	鍛造・圧延をしていないバナジウムのくず	バナジウムのくず	
12	8112924010	ニオブのくず	ニオブのくず	
13	8112929011	鍛造・圧延をしていないハフニウムのくず	ハフニウムのくず	
14	8112929091	鍛造・圧延をしていないガリウム、レニウムのくず	ガリウム、レニウムのくず	
15	8113001010	炭化タングステンのくず（粒子又は粉末）	炭化タングステンのくず（粒子又は粉末）	
16	8113009010	その他の炭化タングステンのくず（粒子又は粉末を除く）	その他の炭化タングステンのくず（粒子又は粉末を除く）	

注釈：HSコードは参考用に掲載。

< 訳文以上 >

(3) 『輸入廃棄物管理リスト』の調整に関する公告(2018年12月25日)について

生態環境部など4部門は2018年12月25日、共同で『輸入廃棄物管理リスト』の調整に関する公告を発表した。同公告により、「原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト」「原料として使用可能な輸入非制限類固形廃棄物リスト」の2つの輸入ごみ管理リストが改定された。

具体的には、2019年7月1日より鉄鋼くず、銅のくず、アルミニウムのくずなど8品目が「原料として使用可能な輸入非制限類固形廃棄物リスト」から「原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト」に含まれるようになる。

< 以下訳文 >

「輸入廃棄物管理リスト」の調整に関する公告

固定廃棄物輸入管理の取り締まりを強化し、環境汚染を防止するため、「中華人民共和國固形廃棄物環境汚染防止法」「固形廃棄物の輸入管理方法」および関連する法律法規に基づき、生態環境部、商務部、国家発展改革委員会、税関総局は、現行の「原料として使用可能な輸入非制限類固形廃棄物リスト」および「原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト」に対して以下の調整を行う。

鋼鉄のくず、銅のくず、アルミニウムのくず等8種類の固形廃棄物(添付文書)を「原料として使用可能な輸入非制限類固形廃棄物リスト」から、「原料として使用可能な輸入制限類固形廃棄物リスト」に移し、2019年7月1日より執行する。

「輸入廃棄物管理リスト」(環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総局、質検総局、2017年公告第39号)の内容と本公告に相違がある場合は、本公告に準拠する。

ここに公告する。

添付文書：2019年7月1日より輸入禁止とする固形廃棄物のリスト

生態環境部
商務部
国家発展改革委員会
税関総局
2018年12月21日

写)：各省、自治区、直轄市環境保護庁(局)、商務主管部門、国家発展改革委員会、税関総局広東分署、各直属税関、新疆生産建設兵団環境保護局、商務局、環境保護部固形廃棄物・化学品管理技術センター

生態環境部弁公庁 2018年12月25日印刷・配布

添付文書

2019年7月1日より輸入を制限する固形廃棄物の目録

番号	HSコード	廃棄物の名称	証書の名称	環境保護制限基準を適用する	その他の要求および注意事項
1	7204100000	鑄鉄のくず	鋼鉄のくず	GB 16487.6	
2	7204290000	その他の合金鉄のくず	鋼鉄のくず	GB 16487.6	
3	7204300000	すずメッキ鋼鉄のくず	鋼鉄のくず	GB 16487.6	
4	7204410000	機械加工の際に生ずる鋼鉄くず（機械加工とは、切削、平削り、フライス削り、研削、鋸切断、やすりがけ、切断、打ち抜き加工を指す）	鋼鉄のくず	GB 16487.6	
5	7204490090	上記以外の鋼鉄のくず	鋼鉄のくず	GB 16487.6	
6	7204500000	再溶解するくず鉄の塊	鋼鉄のくず	GB 16487.6	
7	7404000090	その他の銅のくず	銅のくず	GB 16487.7	
8	7602000090	その他のアルミニウムのくず	アルミニウムのくず	GB 16487.7	

注釈：HSコードは参考用に掲載。

< 訳文以上 >

4. 輸入が許可されている港について

「計画」では、「固体廃棄物輸入管理リスト」の整備のほかにも、外国ごみを輸入する港も制限するとしている。

2018年7月1日、税関総署と生態環境部は「固形廃棄物の輸入港に関する公告」を發布した。同公告の中で「固形廃棄物輸入港リスト」が発表され、固形廃棄物を輸入できる港は同リストに掲載されている18港に限定された。また、輸入者は固形廃棄物輸入許可証を申請する際、「固形廃棄物輸入港リスト」の中の税関管轄区番号を記入する必要がある。

同公告は2019年1月1日に施行された。

税関総署、生態環境部公告 2018年第79号 (固形廃棄物の輸入港の制限に関する公告)

発布日：2018年7月1日

さらに固形廃棄物の輸入管理を規定し、環境汚染を防止するため、「中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法」「固形廃棄物輸入管理弁法」「国务院弁公庁外国ごみの輸入を禁止し固形廃棄物輸入管理制度改革实施方案推進に関わる通知」および関連する法律法規に基づき、税関総署、生態環境部が固形廃棄物の輸入港の制限に関する公告を以下のとおり発布する。

1. 国は固形廃棄物の輸入を、「固形廃棄物輸入港リスト」（詳細は添付文書参照）に掲載されている港から行うことを許可し、通関手続きを行う。
2. 輸入者は固形廃棄物輸入許可証を申請する際、「固形廃棄物輸入港リスト」の中の税関管轄区番号を記入しなくてはならない。

「中華人民共和国環境保護部 中華人民共和国税関総署公告 2013 年第 40 号」は同時に廃止される。

本公告は 2019 年 1 月 1 日から執行される。

特にここに公告する。

添付文書：固形廃棄物輸入港リスト

固形廃棄物輸入港リスト

番号	直属の税関	税関管轄区番号	港の名称	運輸方法
1	天津税関	0202	天津港口岸新港港区	海運
2	石家庄税関	0412	唐山港口岸曹妃甸港区	海運
3	大連税関	0908	大連港口岸大窑湾港区	海運
4	上海税関	2225	上海港口岸外高橋港区	海運
5	上海税関	2248	上海港口岸洋山港区	海運
6	南京税関	2327	太倉港口岸	海運
7	杭州税関	2981	嘉興港口岸	海運
8	寧波税関	3104	寧波港口岸北侖港区	海運
9	福州税関	3508	福州港口岸江陰港区	海運
10	厦門税関	3708	厦門港口岸海滄港区	海運
11	青島税関	4258	青島港口岸	海運
12	広州税関	5119	南海港口岸	海運
13	広州税関	5166	南沙港口岸	海運
14	深セン税関	5304/5349	深セン蛇口港口岸	海運
15	黄埔税関	5216	虎門港口岸	海運
16	江門税関	6821	新会港口岸	海運
17	湛江税関	6711	湛江港口岸霞山港区	海運
18	南寧税関	7203	梧州港口岸	河川による 運輸

5. 取り締まり状況について

中国では外国ごみの密輸が問題となっており、「計画」でも外国ごみの密輸を厳しく取り締まるとしていた。

実際、外国ごみの密輸は非常に厳しく取り締まられている。2018 年、税関総署は「藍天 2018」と銘打って、5 回にわたって全国の外国ごみの密輸を取り締まった。

税関総署は、2018 年の 5 回にわたる取り締まりの中で、刑事事件として 479 件を立件し、718 人を容疑者として逮捕し、202 の密輸グループを摘発したとした。その中で、密輸された廃プラスチック、製錬くず、金属くずなどの固形廃棄物は 155 万トンにのぼった。税関総署は、厳しい取り締まりを続けていくことで、外国ごみの有効な抑止策とするとしている。

税関総署は 2019 年も「藍天 2019」と銘打って外国ごみの密輸を厳しく取り締まっており、このような動きは今後とも続いていくと思われる。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20190001>

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp